

平成16年度年度計画による自己点検・評価書

項目 - 5 教育研究組織（センター等）

（1）観点ごとの自己点検・評価

観点 - 5 - : 全学的なセンター等が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点にかかる状況）

） 実技教育研究指導センターが、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

「実技教育研究指導センター」は、音楽・美術・体育・外国語および書写書道の各分野にかかる教育研究及び指導技術の開発を行い、併せて、それらの成果を具体的に教育運営に生かす実践的指導能力を身につける場と機会を、学生たちに提供することを目的とする。また、地域に貢献する取り組みが期待されている。

この目的を達成するためにおこなわれている、実技センターにおける教育研究および指導の活動状況について、以下、各分野ごとに示す。

【音楽教育分野】

音楽教育分野では、音楽に関する理解の深化と各種楽器の演奏や、歌唱能力の伸長や実力の認定を行っている。特に学生のピアノ技能習得に力を注ぎ、その目的のために個人指導で対応している。バイエルからソナタまで学生の能力に応じたレベルで指導を行っている。ピアノ技能は単に演奏技術のみならず、音楽の表現法、楽典等、様々な内容を理解するために有用であると共に、教員採用試験においては必須のものである。本学へ入学してくる大半の学生はピアノの初心者であり、科目等履修生を含めた160名以上の学生全員に、小学校音楽科の指導に最低限必要とされるピアノ技能（バイエル78番程度）を習得させている。更にピアノの経験者には過去に習得した技能のチェックを行いながら、より一層の向上に結びつけている。

またソルフェージュでは、センター考案の課題を使用し、個人指導を実施している。

指導の計画は、ブリッジ科目「音楽」の企画・運営を行うというかたちで、センターで立てており、実際は講座の全分野複数の教員も指導にあたっている。これは、個々の学生に即した指導が可能であるばかりでなく、教員側による学生の問題点の把握および課題の共有化に多いに貢献している。もちろん大人数をセンターの教員だけでは見切れない（講座全員でも苦しい）という当然の事情もある。

演奏実技に関する研究成果については、年間数回発表する機会を設けている。

【美術教育分野】

美術・工芸に関する理解の深化、各種の美術・工芸技法の習熟及び実力認定実施の計画に基づき、自習のための学習プログラムを、次のような内容のいくつかのレベルに分けて盛り込み、ブリッジ科目「図画工作」と関連発展させた、総合的表現活動として展開している。

〔基礎知識〕

- ・ 色彩、形体、図法等の知識・技術の修得と感受性の育成（スライド等の視覚資料、模擬資料等の利用）

〔各種の技法〕

- ・ 絵画、彫塑、工芸等の基礎知識と手法の修得（VTR、アトリエ等の利用）

〔デッサン〕

- ・デッサンの技術の訓練（VTR，アトリエグループ学習等による）

以上の活動の具体的取り組みによって，次のような意味と展開を見た。

- 1) 描くことの意味とその変容
- 2) 手の感覚と形の流れ
- 3) 素材と行為から立ち現れるかたち
- 4) 伝えることと見ること
- 5) グループ活動

【体育教育分野】

体力の増強と各種の運動（特に水泳）技法の習熟及び実力認定実施の計画に基づき，自習のための学習プログラムを，次のような内容のいくつかのレベルに分けて盛り込み，マルチメディアを活用した実技授業等を展開している。その具体は以下の通り。

〔体力増強〕

- ・筋力，持久力，敏捷性，柔軟性等の体力増強のための訓練（トレーニング室，VTR利用）

〔身体機能測定〕

- ・身体運動機能についての知識の習得（VTR，スライド利用）

マルチメディアを活用して身体の働きと運動との関係について実技授業等を通じて解説し，身体運動機能についての知識の向上をはかった：参加人員60名

- ・身体機能，基礎体力の測定 - 健康検査も兼ねる。（測定室利用）

1年生を対象に体力テストを実施した：参加人員80名。毎年定期的を実施。また，測定室を利用して，筋力測定およびバランス測定を実施した：参加人員：50名

〔運動機能〕

- ・体操，スポーツ，ダンス等の技法と知識の修得（VTR，スライド利用）

マルチメディアの活用によって効果的指導を行った。

- ・体操，スポーツ，ダンス等の上達訓練（運動施設利用）

1年生対象の「スノースポーツ」においてスキーとスノーボードの実技指導を行った：参加人員90名

- ・特に水泳についての上達訓練（プール利用）

水泳50mの完泳能力を要求している。

このほか，以下のような取り組みがなされている。

教員採用試験に向けての実技指導：例年，直前講座として，球技，陸上，水泳についての実技指導を実施するとともに個別指導に当たり，この種目の外にも，ダンスを個別に指導している。

出前講座，公開講座についても，センターを窓口としての開講とし，体育分野から多くの実技講座が開かれた。

上越体育研究会（会員数約300名）からの依頼で，実技研修および講演を行った。このような地域の研究会との密接な繋がりも継続が予想される。

授業時間外の実技研修。体育種目の多さと動きを身に付けることの難しさにより，理論だけではどうして指導能力を獲得できない。授業時数の不足を補い，個別の実技種目の指導能力の向上のために，授業時間外の実技研修をおこなっている。早朝6時半頃から練習をする学生も毎年いる。

【言語系教育分野（外国語）】

(I)学部における外国語教育

実技センターの施設，設備を用い，又センターのスタッフと講座（英語コース）の教員が協力し合
って，全学の学生（1,2年生）の 外国語についての基礎的力，又実践的力を養う為，以下のような活
動をした。

（１）英語 （１年生）

マルチメディアシステム，インターネット，LLなどを利用しながら，会話， 作文，速読，精読，朗
読，ディベート，スピーチなどを通して，少人数教育により英 語の基礎的な能力を身に着けることを
目指した。具体的には，以下の三点の 力の養成に留意して，能力開発に努めた。

読む力：既得の英語運用能力を利用ながら，的確な構文分析ができること。新しい表現を獲得する
こと。

聴く力：全体の内容把握の為，要点を聞き取れること。聞き取った要点をまとめることができる。

発表する能力：理解した 英文の内容を的確な日本語で表現できること。異文化間の情報ギャップを
埋める方策 を考えられること。

又全学生に，外国語教師による英会話，英語作文の指導を行った。

（２）英語（２年生）

1年次で培った基礎的な英語力，コミュニケーション能力を踏まえて，異文化理解も含めたより発展的
な英語力，及び積極的にコミュニケーションを図る態度の養成に努めた。さまざまな教材，マルチメデ
ィアシステム，インターネット，LLを活用した。具体的には以下の三点の力の発展に留意して指導をし
た。

今日的な関心事を内容とする英文や平易な古典を正確に読み取ることが出来る。

オーセンティックな英語発音の聞き取りに慣れる。

さまざまな場面において，口 頭あるいは書き言葉で，言いたい事柄を伝えるストラテジーを獲得
できること。

（３）ドイツ語

基礎的な文法事項を確実に身につけることを中心に，初歩的なドイツ語文についての読み，書き，話し，
聴く力が満遍なく養成されることを目指した。特にドイツ語 特有の音の体系，綴りと音の関係などを，
英語との差異に注意しながら，確認させ， 繰り返し発音させることにより，正確に発音し，聞き取るこ
とが出来るように留意した。

（Ⅰ）学部における英語コースの専門科目について

専門科目の英語音声学では，英語音声の発話の仕組みと発声をLL機器を使って訓練 し，かつ説明し，
また英語コミュニケーション（メディア英語）ではビデオ編集等を通じて，より効果的な教材作成に努
めた。

なお，以上については，学生たちは各学期の終わりにはそれなりの成果を見せ，当初 の目的は大枠に
おいて達成されたといえる。

（Ⅱ）公開講座（ドイツ語）

平成14年度以来，ドイツ語の公開講座（一回：90分，全十回）を開いており， 毎回10数人の受講生が
参加した。受講生はおおむねドイツ語を学びたいという動機が はっきりしており，きわめて熱心に参加
してくれた。これにより地域貢献の一端を担 えたと思われる。

【言語系教育分野（書写・書道）】

書写書道（書写を中心とする）に関する実技，特に硬筆・毛筆の用筆法および字形・配列等について

の習熟（理論面を含む）と実力の認定実施の計画に基づき、自習のための学習プログラムを、次のような内容のいくつかのレベルに分けて盛り込み、センターで作製した独自のコンテンツ（デジタルビデオ・HTML）等を含め視聴覚機器を用いた授業を展開している。

<基礎知識の理解>

- a 実技指導のための基礎的方法の理解
- b 実技のための文字に関する基礎的理解
 - (a) 文字と字体（許容字体等）
 - (b) 姿勢・筆器具の持ち方
 - (c) 運筆・用筆と点画
 - (d) 筆順
 - (e) 字形（筆写体）と配列他

<実技能力の向上>

- c 硬筆実技
 - (a) 硬筆筆記具の持ち方とその影響（デジタルカメラとプロジェクタ利用）
 - (b) 字形を中心とした理解と実技（OHC利用）
 - (c) 整齊さをそこなわずに、速く書く能力（OHC利用）
- d 毛筆実技
 - (a) 用具用材（VTR利用）
 - (b) 姿勢・執筆（OHC利用）
 - (c) 用筆を中心とした理解と実技（OHC利用）
 - (d) 字形を中心とした理解と実技（OHC利用）

また、理解と実技力とをそれぞれ把握するため、硬筆を主としたワークシートにおける<試書>と<学習後>の比較による評価、毛筆を主とした実技提出物における実技力の評価とを並行して行うことで、個人内の向上と到達目標の達成度とを認定している。

（開発と指導）

- ・書写実技を伴う授業である「書写書道 」、「書写書道 」、「国語（書写を含む。）」などにおいて、センターで作成した独自のコンテンツ（デジタルビデオ・HTML）等を含め視聴覚機器を用いた授業が効果を示している。

（指導）

- ・平成15年度から本年度にかけて、実技を教育実践力との関係で捉え直した授業展開を意識しており、学生による授業評価からその点についての評価が得られている。

（評価と実力養成）

- ・実技能力の認定においては、ポートフォリオ型を用いている。ただし、学生たちに実践的指導能力を身につける機会と場の提供という意味では、自学自習による実技力アップのために、学生らの空き時間に学習できる空間が確保できていないという問題があげられる。

（研究・開発）

- ・前年度よりおこなっている実技能力の向上のためのCAIソフトウェア開発（他大学との共同研究）について、おおよそ実際に使用できる段階に到達し（論文として発表済み）、新規に毛筆書字運動の測定装置研究への助言および簡易学習用具の開発の2点（未発表）に着手した。これらは、本学における実技教育のみならず、全国の同様の教育研究に貢献できるものであると考える。

(分析結果)

優れている。

(根拠理由)

上記したように、分野別の取り組みながら、センターの目的に沿った確かな実効が見られる。その根拠について、以下に示す。

【音楽教育分野】

全員に個別にアドバイスできる細かい指導態勢と、大中小のテストを織り交ぜて発奮を促す年間のプラン、多くの教員の参加による幅広い専門性の活用と課題の共有をはかっている。

また、学校や地域と関連した企画を積極的に実現している。

平成15年3月には、日本合唱協会副理事長の鈴木成夫氏を招いて「審査員席からみたNHK全国学校音楽コンクール -合唱コンクールと学校音楽教育の問題-」のテーマでセミナーを行った。鈴木氏は全国の中学校、高等学校の合唱クラブを精力的に指導し、またNHK全国学校音楽コンクール全国大会の審査員を務めている。コンクールの功罪については長年論議されているが、コンクールという制度をどう利用すべきかについて論じるべきであると氏は主張した。学内の学生、教官、附属学校教官、上越市近郊の現職の教員、さらに新潟市や長野市からも参加があり、審査をする立場からの話を聞くまたとない機会が、意義のあるセミナーとなった。参加約50名。

実技センターが地域貢献に果たす役割が高まりつつある気運の中、平成16年度は合唱のワークショップ、「ピアノ音楽の今」、「ロシア歌姫ラリーサ・シャーリナとの交流演奏会」、「子どものためのアドヴァイスコンサート」などを主催もしくは共催で開催し、それぞれ約100名の参加者を得、地域の音楽文化の向上を図った。

全員に個別にアドバイスできる細かい指導態勢と、大中小のテストを織り交ぜて発奮を促す科目の運営が、この態勢にする以前と比べても確実な達成をもたらしている。結果については、認定制度及びグレード試験において複数の教員で審査し、その演奏を他の学生も聴いていることで、水準の評価としては客観的な評価であると言えることができる。この方法は学生の授業評価においても、学生の練習意欲や動機につながっていると意見が寄せられた。また表には出にくいだが、その場しのぎでない「練習の方法」の習得が進んでいることが、特筆される。

【美術教育分野】

授業内容では、領域を超えたトータルな流れを通して図画工作活動をおこなうことにより、子どもの身体に根ざした表現活動の展開が保障されている。また、教育実習の授業展開の支援や、教員採用試験における実技試験の対策など、教職のトレーニングを提案している。基礎基本の技術的指導と教育現場での教材開発の研究を総合的表現活動として展開している。

【体育教育分野】

教員採用試験における実技試験の対策を時間外指導としても取り組み、地域研究会への貢献ほか、体育実技の修得にむけて、学生に対して最大限の便宜が図られている。

【言語系教育分野】

外国語・書写書道分野ともに、マルチメディアシステム、インターネット、LL等、センター付属の施設を有効に利用した活動が試みられており、書写書道では、実技を教育実践力との関係でとらえなおした授業展開、また、実技能力の向上のためのCAIソフトウェアの開発が実際に使用できる段階に到達し、新規に毛筆書字運動の測定装置研究への助言および簡易学習用具の開発へのとりくみがあるなど、本学における実技教育に寄与するのみならず、全国の同様の教育研究に貢献できるものとなっている。

(2) 優れた点及び今後の検討課題

(優れた点)

センターセミナーの取り組み。

各分野から企画・実行されるセンターセミナーは、実技側面の重点化をはかり、また、近年では、一般市民へも開放されて、市民と大学をつなぐという点において、優れている。成果の具体を以下に例示する。

(ア)「一本杖スキーの技術」: 過去には、実技指導に関係する講師を依頼し、講演を実施していたが、長澤教授が着任してから、一本杖スキー術保存会とタイアップして、スキー発祥の地・高田での一本杖スキーの技術を開催。参加人数は、10名から30名の少数ではあったが、個別指導のような充実したセミナーとなった。

(イ)「物作りの原点 からくり人形」: 平成15年12月6日(土)、小林古径邸アトリエを舞台に、尾陽木偶師 九代目玉屋庄兵衛氏を招いて、一般市民にも開放された講演と実演を実施。1) 工芸美術: 人形としてのアートの部分 2) 科学技術: しくみとなるメカニクの部分 3) 精神性: 日本人の人形への思い、という三点からなる複合的なかわりを、本学教員・学生・院生・一般市民が学んだ。

上越市との共催によって、子どもから大人までが一同に受講し、異世代の交流もあって、好評を博した。このような形態のセンターセミナーは市民と大学をつなぐ役割として、今後も多に展開されていくであろう。

(ウ)「書写および書における漢字かな交じりの表現」: 現代の情報機器の普及やメディアの変化などにより、「手で書く」という行為の意義の変容を踏まえ、文字を書くことにおける非言語的な要素をクローズアップし、活動の「楽しさ」を意識した内容のセミナーを実施。一般参加者が少なかったが、「書く」ことの実技側面をめぐるニーズの開拓に寄与する企画である

実技にかかわる科目が、それぞれの分野特性に応じた展開を試みている点(上記(1)参照)。

学校や地域と関連した企画を実現している点(上記(1)参照)。

(今後の検討課題)

160名以上の学生に個人指導を行う限界が、音楽教育分野ほか、体育、言語の分野から指摘されている。音楽分野では、ブリッジ科目の同じ時間帯に、講座の教員も含め最大6名が同時に関わることで対処してきた。そのような学生の実態の把握と課題の共有化は、大学評価・学位授与機構からも好意をもって迎えられたが、その後講座教員の欠員補充が無い状態のため(音楽講座)、水準を維持するのに非常に苦労しているところである。センター定員増があれば、より丁寧な指導と学生のレベルアップが期待できる。

「実践に必要な、基礎的な技術」の修得という観点では、十分な役割を果たしていると言える。しかし、確実にセンターの成果が授業実践にまで生かされているかについては、全教員が実践場面に立ちあう場を増やし、課題を共有しないと把握できない。これはセンターのみの検討課題ではなく、全学的に検討を要する部分である。この点の全学的な改善が、センターのさらなる充実につながると考える。

学生たちに実践的指導能力を身につける機会と場の提供という観点から、自学自習による実技力アップのために、学生らの空き時間に自由に学習できる空間が確保できていないという問題が、書写・書道分野から指摘されている。限られた施設の有効利用という点において、施設を必要とする実技科目への特段の配慮が必要である。

[1] 上越教育大学実技教育研究指導センター規則（抄）

上越教育大学実技教育研究指導センター規則（抄）

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人上越教育大学学則（平成16年学則第1号）第12条第2項の規定に基づき、上越教育大学実技教育研究指導センター（以下「実技センター」という。）に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 実技センターは、初等教育における実技教育の在り方の研究及び具体的指導技術の開発を行うとともに、実技教育を企画・運営し、併せて学生の実技指導能力の向上に係る自学自習の場を提供することを目的とする。

（分野）

第3条 実技センターに、次に各号に掲げる分野を置く。

- (1) 音楽教育分野
- (2) 美術教育分野
- (3) 体育教育分野
- (4) 言語系教育分野

（職員）

第4条 実技センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 実技センター長（以下「センター長」という。）
- (2) 教授又は助教授、講師

（管理運営）

第5条 実技センターは、センター長が管理運営する。

（運営委員会）

第6条 センター長の諮問に応じ実技センターの運営に関する重要事項を審議するため、実技教育研究指導センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（事務の処理）

第7条 実技センターに関する事務は、総務部研究連携室において処理する。

（細則）

第8条 この規則に定めるもののほか、実技センターに関し必要な事項は、センター長が別に定める。